

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円)

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
(かかり増し経費、研修受講)



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等



【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2